

令和元年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月12日（木曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（6番・7番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			追悼演説・黙祷
			総務産業常任委員長報告
			教育行政報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	議案第 1号		占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについて
日程第 6	議案第 2号		占冠村むらびと条例検討委員会設置条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 4号		占冠村議会議員並に占冠村長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 5号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 6号		特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 7号		占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 8号		占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 9号		職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第 10号		災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第 11号		占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについて

日程第 16	議案第 12号	令和元年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 17	議案第 13号	令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 18	議案第 14号	令和元年度村立診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第 19	議案第 15号	令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 20	議案第 16号	令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	大谷 元江 君
	2番	藤岡 幸次 君		3番	五十嵐 正雄 君
	5番	下川 園子 君		6番	小林 潤 君
	7番	児玉 眞澄 君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村 長	田中正治	副 村 長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課 長	多田淳史
企画商工課 長	三浦康幸	地域振興対策室 長	藤田尚樹
農林課 長	平岡卓	林業振興室 長	根本治彦
建設課 長	小林昌弘	住民課 長	小尾雅彦
福祉子育て支援課 長	木村恭美	トマム支所 長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	税務担当主幹	佐久間 敦
企画担当係 長	佐々木智猛	商工観光担当係 長	橘 佳 則
農業担当係 長	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑 浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	後藤 義和
戸籍担当係 長	竹内清孝	国保医療担当主幹	上島早苗
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	小瀬敏広
社会福祉担当主幹	野原大樹	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	石坂勝美		

（教育委員会）

教 育 長	藤本 武	教 育 次 長	合田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松永 真里	社会教育担当主幹	蠣崎 純一

（農業委員会）

事 務 局 長	平岡 卓
---------	------

(選挙管理委員会)

書記長 多田淳史

(監査委員)

監査委員 木村英記 監査委員 児玉眞澄

事務局長 岡崎至可

○出席事務局職員

事務局長 岡崎至可 主 事 久保璃華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） 12月4日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日12日から13日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、小林潤君、7番、児玉眞澄君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月13日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。まず、はじめに、11月4日にご逝去された山本議員に対し、謹んで哀悼の意を表したいと思います。それでは、各委員会の補充委員の報告をいたします。

占冠村議会委員会条例第6条第4項により、占冠村議会運営委員に児玉眞澄君、占冠村議会広報特別委員に下川園子君を11月25日にそれぞれ指名しましたので報告いたします。

同日、委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われ、議会運営委員会委員長に小林潤君、副委員長に下川園子君が決定しております。また、広報特別委員会委員長に藤岡幸次君、副委員長に下川園子君が決定しておりますのでご報告いたします。

その他の諸般の報告については、事務局長より報告いたします。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。1、今期定例会に付議された案件は認定第1号から同意案第1号までの18件です。2、議員提案による案件は、選挙第1号から意見書案第11号の2件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。4、令和元年第4回定例会以降の議員の動向は、9月11日、広報特別委員会①から記載のとおりです。審議資料の7ペ

ページから8ページは令和元年度8月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは令和元年度9月分の例月出納検査結果です。審議資料の11ページから12ページは令和元年度10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これから11月4日にご逝去された山本議員に対し、同僚議員を代表して大谷議員より追悼演説を行います。大谷議員は演台にお進みください。

○事務局長（岡崎至可君） 議員の皆様、ご起立願います。また、村長ほか説明員の皆様、及び傍聴にお越しの皆様もご協力お願いいたします。故山本議員の議席のほうに向きなお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 大谷議員。

○1番（大谷元江君） 追悼の言葉。去る11月4日午後5時15分ご逝去されました占冠村議会議員、故山本敬介殿に心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、占冠村議会議員を代表して追悼の言葉を申し上げます。

振り返りますれば、あなたは平成23年4月に地域や仲間の信望を受け、本村議会議員に立候補し見事に初当選の栄冠を勝ち取られ、自ら起業した「日月社」を運営しながら、8年6カ月の長きにわたり地方自治の振興、住民福祉の向上のため、活躍をされました。あなたはその間、議会広報特別委員長、議会選出監査委員を経て、3期目の今年度では議会運営委員長として数多くの重責を担われてきました。これもひとえにあなたの人間味溢れる温厚なお人柄と、卓越した識見により議員との調和も図られてきた賜物です。

あなたの長年にわたる地方自治の大きなご功績に対し、令和元年5月に上川町村等監査委員協議会より表彰を受けるなど、多くのご活躍とご功績は誠に顕著なものでございます。

8月末に体調を崩され入院しておりましたが、面会時はとても明るく対応されており、元氣な姿で議場に来られる日をお待ちしていました。4日の夕方、突然の訃報を知らされ大きな衝撃を受けました。

昨今の長寿社会の中であまりにも早くこの世を去られ、ご遺族の皆様の気持ちを察するとき、誠に痛恨の極みであります。占冠村の前途には課題が山積していますが、あなたの公共福祉に献身された尊いご遺志を継いで、及ばずながら村の発展と社会のために尽くすことをお誓いするとともに、ご冥福をお祈りし追悼の言葉といたします。令和元年12月12日、占冠村議会議員、大谷元江。

○事務局長（岡崎至可君） これより、故山本敬介議員のご冥福を祈り、黙祷をささげます。黙祷。

（黙祷）

○事務局長（岡崎至可君） お直りください。ご着席願います。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 所管事務調査に関する調査報告について。このことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日。令和元年10月30日。

2、調査事項。占冠村小規模多機能型居宅介護施設利用状況調査。交流促進施設双民館・占冠地域交流館・占冠村物産館利用状況調査。

3、調査経過。調査にあたっては、村長ほか、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容。占冠村小規模多機能型居宅介護

施設利用状況調査。住民のニーズに沿っており、施設の機能も充実している。利用希望者の要望に限りなく応える対応をしていた。同居家族の負担軽減を図る等、住民の福祉向上に寄与した施設であるが、介護認定にとらわれず施設を利用できる場合もあるため、周知の意味でも、広い世代への見学会や説明会を開催する等の工夫が必要である。

交流促進施設双民館・占冠地域交流館・占冠村物産館利用状況調査。双民館・占冠地域交流館は、地域交流の場のほか、体験型観光の拠点となりうる設備もあるので、村内宿泊施設（民間業）との協力を進め、自然に触れたい観光客の希望に沿った施設運営も検討いただきたい。双民館の研修設備は適切に利用されていた。ただし、利用頻度が少ないため、広く村民に利用できるよう工夫し、利用度向上に努められたい。物産館の利用人数は、過去5年平均で年間約4万2千人となっており、1階店舗閉店後の影響はみられなかったが、道の駅と比較しても商売をする上では厳しい利用人数と推量する。民間事務所として利用検討しているとの事であるが、空きスペースの利用については、条例上適切であるか、商業等への影響がないか等、慎重に検討願いたい。各地区の貴重な資料が数多く保管されていた。ただ、重複している資料も多く存在していた。各資料館の保管リストはあると思うが、共通リストを作成する等検討願いたい。展示物については、海外や道外の物（貴重ではあると思うが）もあったが、占冠村の歴史資料を整理して説明を加えることや、パネル展示の工夫（昔と現在の比較をする等）も必要である。また、テーマに沿った展示方法や魅力ある資料館になるよう、各種専門家の意見も取り入れる等、ご検討いただきたい。施設ごとの資料が多いこと、また、それぞれ

の地区の歴史を感じさせるものになっているため、1ヶ所にまとめて展示することは、現段階では困難な状況といえるが、将来に向けての課題として検討願いたい。双民館・占冠地域交流館は予約等すれば見学できるが、常時自由に入出入りできない施設となっている。費用面、防犯面の関係もあるかと思うが、地域振興、教育効果等を考慮し今後の事業展開に期待する。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上、報告します。

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された教育行政報告について説明を求めます。

教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 議長のお許しをいただきましたので、教育行政報告をさせていただきます。平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてでございます。この件につきましては、去る11月25日に開催されました議会総務産業常任委員会において、報告書としてまとめ、報告させていただきました。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、11月20日付にて占冠村議会に提出いたしております。報告は以上のとおりでございます。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をさせていただきます。

審議資料の4ページになります。まず、1の報告事項であります。7件についてご報告させていただきます。本日報布の行政報告をご覧くださいと思います。

行政報告。(1) 占冠地域森林整備推進協定に基づく取組内容について。本年7月、本村と上川南部森林管理署の間で締結をいたしました「占冠地域森林整備推進協定」につきまして、これまでの取組内容をご報告いたします。

本年10月には、村有地内に上川南部森林管理署と連携した共同土場を整備し、国有林材と村有林材の集積活用を始めました。村有林材につきましては、これまで延べ80m³程度を集積し、村有林材のPRや木材資源の安定供給を図ったほか、今後におきましては、村内事業者の素材仕分け技術の向上等に資することを目的として、素材品等格付け勉強会等の開催を予定しております。

また、本年11月14日には、村内事業者の林業技術の育成や、新たな雇用の場の創出、村有林資源の有効活用等を目的として、村有林内において「天然林モデル施業勉強会」を開催いたしました。本勉強会には、造材部門の村内林業事業者職員や上川南部森林管理署職員、本村農林課林業振興室職員を含め11名が参加し、老齢過熟木の選木調査や天然更新木の確認、伐倒技術の向上に資する意見交換等を行っております。

今後におきましても、本森林整備推進協定の効果的な活用を図り、本村における林業振興を一層促進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(2) 令和元年度占冠村防災訓練について。9月28日、訓練により村民の経験値を高め、関係機関との連携強化、自助・共助による地

域防災力の向上を図ることを目的に令和元年度の防災訓練を実施いたしました。訓練には、村民34名のほか、協力機関として、占冠村社会福祉協議会、富良野消防署占冠支署、占冠消防団、日赤占冠奉仕団、富良野警察署占冠駐在所など83名、合計117名が参加しました。

内容としては、村職員によるタイムラインに沿った災害対策本部訓練を実施しながら、住民の避難訓練を行いました。避難所においては、段ボールベッドの組み立て体験などの体験コーナーを設け、日赤占冠奉仕団による炊き出し訓練も実施いたしました。

本年は大雨災害を想定した訓練でしたが、職員間の情報伝達の方法、避難所における設備、物資の充実など、検証、検討を行いながら、今後の防災力の強化に努めてまいります。

また、洪水ハザードマップの改定につきましては、防災ハンドブックと合わせて改定作業を行っており、来年4月の配布を予定しております。

(3) トマム駐在所設置要望について。11月11日、佐藤上川総合振興局長及び田中北海道警察富良野警察署長を訪問し、トマム駐在所の設置要望を行ってまいりました。まず、上川総合振興局を訪問し、佐藤局長、今井副局長らに要望書の内容について説明の上、北海道知事への要望書を手渡しました。その後、北海道警察富良野警察署を訪問し、田中署長に要望の内容を説明の上、北海道警察本部長、北海道警察旭川方面本部長への要望書を手渡しました。

要望にあたっては、トマム駐在所の設置は議会及び地域の願いであり、地元有志の駐在所用地の無償提供もいただいていることなどについて説明しました。上川総合振興局長からは、旭川方面本部長に対しても要望を伝え、より実現可能な方向性を示しながら、地元の

要望に応じてまいりたい旨の回答をいただいております。

地方を取り巻く財政状況が厳しさを増す中、トマム駐在所の設置も一朝一夕ではかなわない課題であるとは認識しておりますが、これからは粘り強く要望を続けてまいります。

(4) 住民懇談会の開催について。11月14日から11月21日の間において、村内6会場で住民懇談会を開催し、合計で33名の皆様にご参加いただきました。住民懇談会は、村長と住民の皆様がひざを交えて地域の課題や将来のあり方について話し合う貴重な機会でございます。また、今回の懇談会では、全ての会場で集落対策の見直しについてもご説明し、ご意見等をいただきました。

今回いただいたご質問や、普段なかなか気づくことができない地域特有の課題、各種の要望など、すぐに対応できるものについては速やかに改善し、予算措置が必要なものについては新年度予算に計上するなど、より良い村づくりのための施策につなげてまいりたいと考えております。

(5) ふらの哺育・育成センター整備に関する確認書の締結について。11月22日付けで、富良野広域連合、ふらの農業協同組合、株式会社ふらの哺育育成センターの三者により「ふらの哺育・育成センター整備に関する確認書」を締結しました。

この間、ふらの哺育・育成センターの整備に向けて、富良野広域連合、ふらの農業協同組合、ふらの農協酪農部会は、平成28年7月21日付けで締結された「(仮称)ふらの哺育・育成センター整備に関する確認書」に基づき協議を進めてきたところです。確認書では、「運営会社が設立された後、再度確認書を取り交わす事とする。」とされていたことから、今般、哺育・育成センターの運営主体

として株式会社ふらの哺育育成センターが設立されたことに伴い、新たな確認書を富良野広域連合、ふらの農業協同組合、株式会社ふらの哺育育成センターの三者で取り交わしたものです。

内容としては、旧確認書を基本に、整備をする施設の範囲、センターの管理運営形態、整備費及び運営費等の負担、債務及び役割等について記載し、引き続き三者合意のうえ協議を進めることを確認しております。今後も関係市町村・関係機関と連携を図りながら、ふらの地域の酪農振興に努めてまいります。

(6) 北海道179市町村応援大使2020について。11月24日に札幌ドームで行われた「ファンフェスティバル2019北海道179市町村応援大使2020抽選会」において、鶴岡慎也選手、堀瑞輝選手が2020シーズンの占冠村応援大使に就任することが決定しました。北海道179市町村応援大使は、北海道日本ハムファイターズが北海道179市町村を応援するプロジェクトです。12月11日には球団職員が占冠村を訪問され、記念品の贈呈・事業内容の説明などを受けました。

今後、実行委員会等を立ち上げるとともに、鶴岡・堀両選手を広報紙やホームページ等に起用し、各種のイベントを企画実施しながら広く占冠村のPRやスポーツ振興に努めてまいります。

(7) 占冠保育所建設工事の進捗状況について。占冠保育所建設工事の進捗状況については、2週に一度工事業者、監理者、村で打合せを行いながら、概ね計画どおりに進んでおります。令和2年3月10日に工事が完成し、備品の搬入を3月20日までに完了、内覧会を令和2年3月28日と29日の2日間で行う予定でございます。

開所式につきましては、入園式と同日の令

和2年4月3日午前9時からを予定しており、新年度からは、新しい保育所での保育をスタートできる見通しでございます。

子どもたちが生き生きと活動し健やかに成長することができる施設として、そして、村民の皆様にとっても親しみのある温かなふれあいの場となることを期待するものでございます。

次に、2の主な用務について報告をさせていただきます。9月12日以降、6ページまで記載しておりますが、記載のとおりとなっております。6ページの3、入札でございますが、6件について執行しております。行政報告につきましては以上です。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長（相川繁治君） 清流大学の皆さんご苦労様です。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問は、2点ほどございます。質問1、交通体系について伺います。最近、高齢者の運転免許返納者が増加しております。占冠村も例外ではございません。今後も増加していくことだろうと思います。このような方々に対しての対応策をどう考えているのか、まずは村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問に

お答えをいたします。まず、村内における免許返納者の対応についてというご質問でございました。現在、村内において免許証を返納される高齢者の方が増えているというお話を伺っておりまして、関係機関に村内の免許返納者数についての情報提供を依頼したところ、今年11月末現在で2名とのことでございます。現状におきましては、村内にあるさまざまな交通機関、交通体系の中でご利用をいただきながら対応しているという現状かと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今のところは2名ということでございますが、高齢化は進んでおりますので、増加することは間違いのないことと存じます。3点ほど細かく質問したいと思っております。

巡回バスの経路がございまして、現在は地区が限定されております。双珠別地区、占冠地区については、予約型だと聞いておりますが、予約しないと回ってこないという不便さを感じますので、この範囲を広げることにはできないのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 巡回バスにつきましては、週2回の運行で火曜日が午後、木曜日が午前でございます。運行経路は旧占冠住民センターから占冠診療所、それから宮下旧診療所前から占冠診療所、役場前から占冠診療所、それと湯の沢行き、長生会開催時の運行となっております。運行経路以外で乗車希望の方もご連絡いただければ乗車可能となっております。運行に際しましては、利用者のニーズに合わせ、占冠第2方面についても柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今のお答えですと、予約型を変更する気持ちはないということのようですが、それでは人口減に拍車をかけることになると思うんですね、地区的に。なので、この週2回のところを3回とか、空便になるかもしれませんが、もう少し広範囲にできないのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 巡回バス等の増便についてのご質問かと思えますけれども、村内の公共交通機関の状況といたしましては、村営バス、それからむらびと交通の村内運行、日高バス、それと巡回バス、その他に過疎地有償運送と合計で5種類の公共交通が運行されています。

これらの交通機関を有効にご利用いただきたいと思えますので、巡回バスは現行の運行体制を継続して、要望に答える停車位置、それからドアツードアというか、玄関で乗れるような方向で体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 現状維持でということですが、今、村長の言葉の中に日高バスということも出ました。この日高バスとの連携というか、高齢者の利用料金の助成をすることができるのか伺いたいと思えます。

日高バスの担当者に確認しましたところ、村内では70歳以上の方ですとバスは無料と聞いております。日高バスを利用するということは、駅から役場までで90円、宮下に行きますと100円の料金が発生しております。これに関して半額補助なり、全額補助なりということを検討していただきたいと思えます。そうすればもっと利用度が増して住民には交通の便が良くなるのではないかと思いますがいかがでしょうか、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 日高バスの関係でのご質問ですが、日高バスにつきましては、日高総合支所から占冠駅前まで1日6便運行され、村民も利用しているという状況でございます。

日高バスとの連携で、高齢者の利用料金助成が可能かとのご質問でございますけれども、日高バス占冠線の利用者数を伺ったところ、平成28年度で年間1773名、平成29年が年間1835名、平成30年度1817名で、1日平均5名弱と伺っております。全利用者でも1日5名弱の利用に留まっておりますので、占冠村民の利用は今のところごく限られたものと推察をしております。しかし、今後におきましては、ご指摘のとおり、免許返納者による高齢者等の利用も増加するものと考えられますので、日高町とも連絡を密にしながら、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、バス料金につきましては双珠別分岐から占冠駅前までが片道240円、営林署から占冠駅前まで片道110円、役場から占冠駅前まで90円でありまして、現状、高負担となっていない状況であると考えておりますので、助成につきましては今のところ考えておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 日高バスの関係に関しては、今のところ助成は考えられないということですが、今後ますます高齢者が増えるという意味で、今後も検討していただけるようお願いしたいと思います。

それともう1点、巡回バスなんですが、村内トマム地区にも走っているかと思えますけれども、トマムの方の利用がやっぱり不便だというお話を昨今聞いております。

○議長（相川繁治君） 大谷議員に注意しま

す。後ほどトマム関係については、下川議員から通告書が出ているので、そこは控えていただきたい。そういうふうに思います。

○1番（大谷元江君） 下川議員とも調整させていただきましたけれども、トマムでも検討していただきたいということを聞いておりましたので、そこは下川議員に譲ります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 日高バスの件で、現状、助成については考えていないということをお答えしました。現在、双珠別、宮下、本通、千歳の各行政区在住の高齢者のうち、占冠村訪問員派遣事業、それから保健福祉事業等を利用している30名程度を対象に、日高バスの利用状況について聞き取り調査を行うということで、利用実態調査をやる中でどういった方策があるのかも含めて検討することとして庁内で打ち合わせを行っておりますので、付け加えさせていただきます。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） では、質問2に移らせていただきます。JAふらの占冠出張所金融部門の統廃合について村長にお伺いいたします。JAふらの占冠出張所金融部門は、令和3年2月末で統廃合されることとなっているようです。そこで占冠村は統廃合反対の署名運動を今年の春に行いました。令和2年度に開催される総代会において、結果が出るということで伺っておりますが、それまでの間どのように取り組まれていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） JAふらの占冠出張所の統廃合の件についてお答えをしたいと思います。JAふらの占冠出張所金融店舗の統廃合につきましては、昨年11月26日、ふらの農業協同組合代表理事組合長より令和3年2

月末で金融共済部門を南富良野支所に統合する中期計画を進めたいとの説明がありました。具体的に申しますと、占冠出張所の窓口は廃止をして、ATMも未設置、スタンド、資材は従来どおり行うという内容でございました。

これを受けて、平成30年12月14日の全員協議会におきまして、議会議員の皆様にご説明すると共に、翌年2月12日から15日にかけて本村農業団体、それから農業関係者とも意見交換を行ってきたところでございます。その中で、統廃合による農協機能の縮減に不安を感じるなどの思いがあり、存続に向けて村にも協力して欲しい旨の意見があったことから、各農業団体が主体的に取り組みられたふらの農協占冠出張所存続を求める署名に村としても賛同をし、占冠出張所存続要望書をふらの農協組合長へ提出することといたしました。

4月5日に占冠出張所の存続を求めた246筆に及ぶ署名と、存続要望書をふらの農協組合長に手交しまして、関係者及び地域の思いを伝え、組合長からは現状を維持することは難しいが、今後のあり方なども協議をして、合理的な方向性を探していく旨の回答を受けたところでございます。

本年、11月29日に農協の組合員を対象とした農協の地域懇談会が開催されたことから、その内容について関係者に聞き取りを行いました。懇談会の中では、組合員の求めによって示すとされていた占冠出張所の経営にかかる具体的な数字、赤字の内容や具体的な対応などが示されなかったことから、村としても関係団体、関係者と連携を図りながら統合による影響と、その対策について意見反映をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 組合員のみと村との

話し合いというか、ふらの農協との三者の話し合いだけで済んでいるような気がするんですが、占冠村には准組合員というか、農協金融機関を利用されている方がたくさんいるかと思えます。ましてや、村の指定金融機関ということも聞いておりますが、それを押してもなおかつ統廃合ということのようですが、農協の金融機関を利用されている方への説明が一切なされていないということで、これも個人的に聞けばよろしいのかと思えますけれども、村として利用している方たちのために説明会を催していただくように要請していただけないか。これを含めて今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 准組合員の取扱いについてでありますけれども、先ほどご説明しました11月29日の農協組合員との地域懇談会におきましても、金融、共済については准組合員の利用も多く、準組合員からも何ら説明がないとの不満が上がっているという旨は伝えております。これらについてもはっきりした回答が示されておられませんので、再度要請をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それではさっそく質問させていただきます。2点ほど村長に質問させていただきます。まず1点目ですが、占冠中学校の避難所設備と体調不良者に対する備えについてということです。

今年1年を振り返りますと、台風15号をはじめ連続した大型台風と熱帯低気圧により、本州を中心に多くの方々が亡くなり、また、避難所での生活を余儀なくされました。幸い今回の台風、熱帯低気圧においては、北海道

には目立った被害を受けませんでした。しかしながら、自然災害は占冠にいつ起こってもおかしくないというのが現状かと思えます。そういった現状の中で、どう備えるかが重要なことと思われます。

そこで、多数避難者が想定される占冠中学校はスペースが狭く、多目的トイレが一つもない。また、赤ちゃんを抱えたお母さん、車椅子等の利用者の方においては大変不便をきたすだろうと。また、避難生活をする中で、高齢の方も含めていろいろな精神的な苦痛もあるでしょうから、体調を崩される方も発生することが想定され、そういった中でどういった対応策を考えていくのか伺いたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。占冠中学校の避難所設備と避難者の体調不良対策ということでございます。占冠中学校のトイレの問題でございますが、現在、校内には生徒用、職員用のトイレが3カ所設置されております。議員のご指摘のとおり、多目的トイレの機能は持ち合わせておりません。災害時には、上下水道の途絶が考えられることから、仮設トイレの使用が有効と思われますので、設備が整うまでの間は仮設トイレで対応してまいりたいと思っております。また、多目的トイレの必要性は私も議員同様に認識しておりますので、新年度に検討してまいりたいと考えております。

また、避難所内での体調不良者に対する備えであります。体調不良を発症する時間、原因などはさまざまありますので、避難者ご自身の服薬管理や、予防対策について平時から啓発を行うと共に、避難所においては救護所を設置し、医師を含めた診療所職員及び保健師と連携しながら対応してまいりたいと

思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 続いて、2番目の質問にまいります。ふるさと納税の現状と今後の取り組みについてです。

本村におけるふるさと納税寄付金額は、平成27年度の導入当初1424万円、翌年28年度1912万円、29年度1383万5千円、30年度1036万円と年々減少傾向にあります。その原因は返礼品の内容にあるかと思われまます。今後、新しい返礼品の開発が必要と思われまます、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税の現状についてのご質問でございます。占冠村のふるさと納税の総額が減少傾向にあるのは、全国的にふるさと納税を積極的に実施する市町村が増加し、それに伴い、返礼品の種類も増加したことなどが主な要因であると考えております。

また、占冠村では先駆的なインターネットを活用したふるさと納税を推進してまいりましたが、近年は多くの市町村がふるさとチョイス等ネットショッピング感覚でふるさと納税を行えるシステムを利用するようになりました。それに併せて、村でも返礼品の増加に努めておりまして、現在、メープルシロップはもちろん、占冠産ゆり根、占冠産はちみつセットやエゾシカ肉など19種類のメニューを用意しております。

返礼品に関し、原材料の主要な部分が当該地方公共団体内で、つまり占冠村で生産されているものでなければならないとの規制がありまして、厳しい基準が導入されてきておりますが、こういったことも含めて、これからふるさと納税に関する法令等を遵守しながら、より魅力あるメニューを検討してまいりたい

と考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長のお話から、担当の方も含め部署、それぞれ法の枠内というところでご苦労されていると、お話の内容については理解させていただきました。

そこでなんです、私は目標金額を1億、まずは打ち立てるべきかと思ひます。最終的にはもっと目指すべきだと思ひますが、当面は1億と。中身についてなんです、取り組みは多分いっぺんにはいろいろできないのかなど。まず、第一段階としては、現在あるものの見直し、強化。特に食品になるのかなど。第二段階においては、食品以外の占冠ならではの手作り品ということ。第三段階では、アルコール等も含めた飲み物と、この三段階を取り組むべきと思ひます。

いっぺんに申し上げては混乱しますので、今回については第一段の取り組みというところになりますけれども、今は19品目というような村長のお話もありますが、占冠村のホームページ等を拝見する中では、例えば、この時期になると非常にさみしい中身になってしまっていると。いろいろな近隣の自治体等を、全国も含めて見ますと、全国とって広げ過ぎないで、北海道ということでも結構なんですけれども、かなりの品目があって、競争という観点で見たときには、どうしても弱いかなど。占冠は山間地ですから海の幸を抱えたところのような魅力的な品揃えにはちょっと見映え劣りするのかなというところがあります。しかしながら、陸でもそれぞれ知恵を出して取り組んでいるところもあります。成功例は遠慮なしに、特許があるわけじゃないですからどんどん学び、その中で占冠のものを色だしてきていければと思ひます。

具体的には、ウインナー、チーズ、アイス

クリーム、みそ、シカ肉という話も先ほど出ましたが、シカサラミと。こんなものは多分、すぐにいけるのかなと。すぐはちょっと横柄ですけれども、それなりのパッケージのものも必要になりますけれども、しかしながらこれらの素材は既に占冠にある。設備はどうかというと、規模は大きくはないけれども、双民館にはアイスクリームを作る機械、みそを作る設備、チーズ、ほとんどあります。大量のものを作るような設備ではないというだけのことで、しかしながら冷凍等の保存のものも考えてみた時に、とてつもない人気が出ちゃったときはまた別なんですけれども、当面はそんな大量にいきなり作る必要はないだろうと。まずはあるものを活用し、返礼品というところに限定して活用すればこれはまずいけるんじゃないかなと。

それから、今既に返礼品の品目に入っておりますけれども、これはちょっと二つ目の話ですけれども、返礼品のメープルシロップはなかなか魅力的な品物であり、賞もいただいたりしたものです。しかしながら残念なことに、今の占冠の生産能力においてどれだけの量を用意できるのかという問題があり、また、返礼品だけに使えないという一方で、量は限定されている。返礼品だけに全て投入するわけにもいかないと。いろいろな方面で占冠というものを売り出していくという中で、ご苦労されているんだろうと思います。

私は思うんですけども、もうちょっと小さいパッケージを考え、既製のあんなオリジナルの高級品を使わなくてもいいと思うんです。占冠村には陶芸文化が既に根付いており、当然陶芸の方々の協力を得なきゃならないんですけども、もうちょっと少ない量で、占冠独自のパッケージにし、その小さい少量の物を使い終わったときにごみ箱にいくんじゃなく

て、これをちょっと小さな一輪差しに使いたいよねと、例えばですよ。これは置物に可愛いわねというようなものを、ちょっと皆さんのお知恵をね、私はあまりそういう才能はないんですけども、うちの村の中の陶芸の方々はかなり歴史も持ち、なかなかセンスも持っておられると聞いておりますので、そういった方々の協力を得てやるならば多分容器代についても、また、占冠村の方々の多くの方々の活躍もいただけるというところで、十分に組み立てる可能性もあるだろうし、自分たちの手を掛けたものがそういった宣伝と共に、いろいろな方々に満足いただけてというところに行きつけたならば、これは最高かなと。ですからまずはそういった目標を掲げて、取り組まれてはいかがだと思いますでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税の返礼品の魅力化ということでのお話かというふうに思っております。この地場産品につきましては、はっきり申し上げまして全国競争なんです。良いもの、美味しいもの等のやはり一定の実際に試してよかったなという評価を得たものについては生き残れる。つまり、リピーターがあるということだと思います。そういった意味では、どこでも作っていてそれ以上のものの味、あるいは評価を得るものを作ることが大変なんだろうと考えています。

議員の言われるように、目標値を定めてそういった開発を進めたらどうだということでもございますので、ある意味いろいろな人のアイデアをいただきながら、商品作りはやっているところでもございますけれども、なかなかこの競争に勝つだけの商品が揃わないという現状だと思います。現状で先ほど19品目と

言いましたけれども、最近は占冠メロンも全国各地で作るものですから、始めた当初から見ると大幅に減ってきていると。やはりどこでも作っているとそういった競争があるというようなことだと思うんですね。今年の夏をみますと、とうもろこしあたりが少し増加をしている。そういった市場というかニーズに合ったものを少し勉強したらいいのかなとは思っております。

最近のリゾートのシーズン券、リフトの。これが一番多くなっております。その地域での競争になりますので、そういった他に負けない商品開発ができて、ふるさと納税に耐える環境をどう作るかが課題でありまして、そういったことを十分に考えながら、ふるさと納税の1億円はなかなか難しいかと思いますが、目指してそういったことを取り進めたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 当初1億ということで掲げてはどうかということで、実は私、抑え気味に言いました。本当なら3億って言いたかったんですが、いきなり1000万から3億行けるのかという話になるので、抑えて1億というお話したんですが、なぜ1億と言っているかという、1億の寄附をいただいた時に当然、返礼品には最低でもほぼ30%ですか、3000万の返礼品はみなきやいけない。また、広告、宣伝、材料費等々みればまた3000万と。それで1億といっても残るのは4000万だと。

やっぱり占冠の財源と各自治体の財源を強化、活性化しようというところから始まっているわけですから、ぜひその制度は生かしてもらって、どんどん言葉悪いですけども、金を集めると。集めるだけじゃなくて宣伝と、また満足もいただいてもっともっとファンになってもらう。今の村長のお話のように、し

かしながら当初は1900万のときもあったということですから、そういったいろいろな品目を出し、少し上りのときもあるんだけど、あつという間に当然競争が出てくる。ですから立ち止まるわけにはいかないということで、ここでもう1回申し上げたい。

占冠の強みはリフトシーズン券ですか、相当高額な寄附いただける品物かなと考えますので、このベースがある間に次の手、二の手、三の矢を打っていかないとこの制度そのものが台無し、もったいないことになるなど。よそにないものを既に持っているわけだから、これをベースにして次の手を早急に。

先ほども申し上げた食品の品目等についても、それほど難しいことではないし、例えばアイスクリームならアイスクリームだけの単体で出すんじゃなくて、そこは皆さんのいろいろな知恵を出しながらどういうパッケージでお渡しするのが魅力的なのか、パッケージ一つで物っていうのは全然変わって見える。例えばですけども、しむかっぴーという一つのキャラクターがいて、そのおまけが付いたりというようなことも一つの案としてあるし、いろいろなやり方があると思うんです。担当者には一生懸命やっただいていられるわけですから、また、村の人たちにも村民憲章にありますように、生産性を高め活気ある社会を作りましょうと大きく掲げられています。まさにこれに向かって取組みをお願いしたいと思います。考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税につきまして、いろいろなアイディア、それからご提言をいただいたと思っております。そういった意味では、このふるさと納税制度をどう生かして村の財政に貢献できるのかというこ

とを含めて、担当者、それから生産者、村内事業者等といろいろと試行錯誤しながら、少しでもこれらがふるさと納税に活用できる商品作りに、今後は努力してまいりたいと思いますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、何点かに渡って質問をいたします。まず、質問一つ目は、住民の理解を得たトマム地区公園整備をとということです。トマム地区の住民の要望を受けて、平成28年度当初予算で測量設計委託料を計上しましたが、住民の議論が不足しているということで、再度住民の意見が反映された計画を策定すべきということで、議会の中でもかなり議論されて差し戻しという形になりました。9月の定例議会で住民の意見が反映された基本計画を策定すべく129万円を計上し、予算の組み替えを行いました。基本計画は、3回のワークショップでの住民の意見をもとに策定されており、住民参加・活動による整備や管理等が議論されてきました。

平成28年度以降、3つのエリア、「ミナ・トマムエリア」とか「幼児遊園エリア」、「森エリア」に分けて、それぞれの特性を生かした公園整備が進められ、令和元年までに約652万円、この他に公園整備区域の中で敷地内にあった危険木等の処理で29万9千円、約30万円、合わせて682万円がこの間使われております。今後も遊歩道の整備とか、幼児遊園エリア整備、それから駐車場の整備等が必要と思われれます。森エリアには、既に一部遊具等も設置され住民が利用されているという状況にあります。

村長に伺いたいのは、まず一つ目として、

今後も公園整備が必要だと思ひますが、村民やトマム地区住民の理解と支援をいただくためには、公園整備の見通しと必要予算を明らかにすることが必要だと考えます。今後どのように進めていくのか、村長の考えをまず伺ひます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。トマム地区の公園整備についてでございます。トマム地区の公園に関しましては、昨年12月第4回定例会、それから今年6月の第3回定例会での一般質問、あるいは本年度の予算特別委員会でもご質問をいただきました。その中でも公園整備の見通しと予算の関係が触れられております。そのご質問に対しましては、この公園は住民の方々のお話を聞き、協力を得ながら一緒に作り上げていく公園であること、あるいは複数年度で整備していく旨の回答をさせていただいております。

本年度はミナ・トマム周りの路盤整備工事の他に、公園内で開催されました北海道大学に委託しているトマム地区子育て世帯移住促進事業、森のようちえん体験会やトマムで自然遊び会に参加すると共に、トマム支所の主催でトマム地区公園ワークショップを開催しており、住民の方々からは具体的なお話を聞かせていただきました。そのワークショップの際には、ロープを利用した遊具も作成されております。

このように、基本計画の考え方をもちながら住民の皆様との協力を得て作り込んでいく公園ですので、現状ではどうしても長期間での見通しを立てることは難しくなっております。今後、ワークショップなどを通してもう少し先を見据えた検討を行い、ある程度の予算の規模を把握しながらみんなで作り上げる公園

として進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 確かに、この公園整備にあたって議会で当初、予算に出ていたものは認められないと、もっと住民参加によって、住民の意見が反映された計画を作って公園整備を進めるべきだということで差し戻しという形になったと思います。その後、ワークショップ等が開かれて、ここまで公園整備がされてきているし、現地を見てもいろいろな住民の声が反映されているなどということは、現地を見た段階でよく分かるような取り組みがされていると思っています。

これらの公園整備がそういったことで今後進めて行くということになれば、確かに住民参加でやっていくこと、そのことは今までうちの村で取り組んできたいろいろな事業の中では新しい取り組み方であり、また、同じお金を使っていく中でも、住民がこの活動に参加する中で公園が整備されてくるということでは、今までうちの村になかった活動というか、事業の進め方だと思っています。これについては大変良いことだとは思いますが、問題はこういったことが取り組まれていることが地域や村民の中で十分に理解されているかどうかと、このへんが大きな問題だと思っています。

せっかく住民の人たちが参加して取り組まれているこの公園整備で、地域の人たちからいつまでそんなことやっているんだとか、そういった声が出てくることは大変残念だと思います。そういった声が出ざるを得ないような状況がやっぱりあるのではないかとこのように思っています。それは、この公園に取り組むにあたって、やっている人たちや、やっていることはとても良いことなんですけれど

も、このことが住民の中にきちんと報告されていて、そしてまた参加できるような体制を作っていくということが、残念ながら少ないということだろうと思っています。

今後も基本計画を作成して取り組んでいくということですから、少なくとも取組みの経過を住民に知らせることが、やはり今まで不足していると思います。そういったことに取り組むことによって、多くの住民の人たちの理解と協力が得られると思いますので、取り組み方について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公園の周知のあり方についてというご指摘でございます。6月23日の森のようちえん勉強会や10月5日に開催しましたトナム支所主催のワークショップの中で、今までの経過や今後の進め方などを説明させていただきましたけれども、議員のご指摘のとおり、それ以外の方に対してのお知らせが不足していると感じるところでございます。この公園は住民参加により進められる公園であることを強く自覚しまして、ワークショップの様子を広報しむかっぷや村ホームページを活用するなど幅広くお知らせをしていきたいと考えております。

本公園につきましては、ミナ・トナムを中心、中核施設として見守りと遊びを行える公園とする。また、運営・管理についても住民が中心となって主体的に行い、必要に応じて村が支援をするということで確認をしたところでございますので、今後、情報公開を含めて取扱いを進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 次に、質問の2番目に移りたいと思います。公共施設等の案内板の設置をということです。これらについて

は、この間も何回か議員の質問等もありましたけれども、村内の村の案内板については、中央の占冠診療所や火葬場などで一部設置されていますが、小さくて分かりづらく、また、多くの公共施設の案内板がないのが実態であります。

多くの自治体では、特徴のある案内板をそれぞれの自治体が作成され、設置されているということです。占冠村としても、単に場所の案内をしたものをかくだけではなくて、例えば、しむかっぴーとかを案内板に付して、住民の多くや、そこを通る人たちに目に着くような統一性のある看板を作成して設置すべきと思いますが、このへんについて村長の考え方、取り組みを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公共施設の案内板の設置についてのご質問かと思えます。案内板に関しましては、利用施設の場所が分からないなどの問い合わせがあるというのも現実でございます。案内板の設置に関しましては、デザインはもとより、設置場所の選定も重要となりますので、道路管理者など関係機関との調整をしながら利用者に分かりやすいデザイン、それから場所についても計画的に取り進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） この案内板の関係については、先ほども言いましたように、何回かこの間、議会でも議論されているところです。うちの村ではという特色、特徴のある案内板を考えるべきだと思います。公共施設等を含めて、うちの場合は大変少ないわけですから、本気になって設置するということが庁内の中でおきればすぐにできるし、案内板についても地元の事業体に発注して、一緒に

なって考えて設置していくと、こういうことが必要だろうと思っています。

考え方とか、発想を変えて、占冠ならではの案内板だなと誰もが思うようなものを、やはり作って行くことが必要だろうと思っています。再度そのへんについて、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 看板についてのさまざまなコンセプトはあろうかと思えます。公共施設の看板につきましては、村民の方は場所等を理解しているので村外の方が利用する施設で、かつ、入口が分かりにくい施設などについては重点的に対応すべきだろうと。それから、村外の方に所在情報を伝えるためには国道、それから道道から見やすいものである必要があるために、道路管理者に対する要望・協議が必要になってくると。

中央地区の国道拡幅の時に、ふれあいの道事業というのがございまして、無電柱化だとか看板の設置をしない、きれいな道作りだというコンセプトが当時ございました。そういった意味では、歩道が広く取られているものですから、看板を設置しても道路から見づらいつか、そういったいろいろな弊害があるということで、道路管理者ともそういったことを配慮した統一したデザイン、それから看板になるように検討しなければならないといった調整が必要と思っております。

前々から議論されていますとおり、やるならまとめてやらなければ駄目だろうと。そこには統一感がなければ効果もないということでございますので、議員のご指摘のように、庁内で再度、方向性について検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 次の問題に移りた

と思います。11月20日に開催されたCS議会、コミュニティ・スクール議会のことです。これについては、村長はじめ副村長、教育長も傍聴されておりましたので、話の中身については十分理解されていると思いますけれども、占冠中学校の生徒から多言語、つまり英語とか、中国語・韓国語等で書かれた避難所の案内の看板を外国人が立ち寄る施設等に設置してほしいという提言がありました。

このことが中学生から出たのは、一つには東京都で起きましたように、避難所に行こうとして避難所に行きましたら拒否された人たちが出てきたと。それは中学生からすれば、これはおかしいのではないのかということがあったわけです。それと合わせて、村内には外国人が多く滞在したり、または働いていたり、そういったことがあるわけです。こういった外国人の人たちの命を守るためにも多言語で書かれた避難場所の案内板は必要だということで、中学生から強く言われております。もちろんそのとおりだと思います。そこで村長の考え方、取り組み方を含めて、どのように考えていくのか、取り組んでいくのか、このへんについてまず伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人に対する避難所の誘導についてでございます。近年、本村を訪れる外国人観光客、それから労働者の方々が増加傾向にある中において、外国人への災害対応、それから安全確保につきましてさまざまな課題や留意すべき点が指摘されているところでございます。議員からご質問の外国人への避難誘導につきましては、国土交通省がガイドラインを定めておまして、当該ガイドラインでは、日本語と英語の併記を基本ルールとしており、見た目の分かりやすさを重視したピクトグラム、つまり、絵文

字とか絵言葉が有効であるとされております。

多言語での避難所の場所を記載した案内板につきましては、現時点では検討しておりませんが、本村に土地勘のない外国人観光客への情報伝達につきましては、位置情報を把握することが困難であること、それから観光客への情報発信の拠点となる道の駅が避難所に隣接していること、本村を訪れる外国人観光客が利用する交通手段はレンタカーやバスが多く、最も迅速かつ身近に情報を収集することができる手段はインターネットやスマートフォンであると考えられることから、必要な言語表記で災害情報や交通情報を得ることができるものと考えております。また、本村に居住されている外国人の方々に対しましては、本村のホームページ等を通じて英語やピクトグラムを使用した避難所の周知を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 国土交通省で出しているガイドラインでうちの村も取り組むということなのかどうか。それは絵文字とかいろいろな表記の仕方が違うと。

中学生から出されているのは、特に東南アジア系の人たちが多くうちの村では働いている状況にあります。そういった人たちが立ち寄れるような場所に案内板を設置するべきだという提言でありました。そういった意味からすると、それらに替わる形としてガイドラインに基づくものをうちの村としてはすぐ進めていくというふうに理解したわけですが、いずれにしても、ホームページとかいろいろなことも含めてやっていくということですが、目に見てわかるようなものを村内の中では外国人向けに設置していくことを考えていく必要があると思います。そのへんについて再度考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のおっしゃるとおり、中学生からも提言のあったように、外国人でも避難所の場所や自分の位置が分かるような表示をそれぞれの施設内なり、さまざまなところに表示をして、そういった方々が情報を得られるようなツールを使いながらお知らせをしていくということでご理解いただければと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議長の許しをいただきましたので質問いたします。占冠 - トمام間の移動手段の確保をということで、現在、トمام - 占冠間を結ぶ公共機関は、村営バス、それから村営バスの1便と金曜日、富良野便に接続する予約制の車、その他、買い物車両、これは毎週金曜日といった車があります。

現在、富良野便に接続のためのバスは、まず1便でとのことでしたので、利用したい日は皆さん異なります。朝は6時15分発と早朝ですし、利用できるのは金曜日です。そういった利用できる日が限られているため、利用につながらないのが現状かと思えます。やはり、富良野便に行くためのバスは1便より2便に接続するほうが利用者にとって現実的かと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。占冠 - トمام間のバス移動の関係でございます。議員のおっしゃるとおり、村営バス1便と接続する予約制の車両につきましては、地域の方から通院がしたいので接続の車両を運行してほしいとの要望がありまして、平成31年4月から運行しております。地域の声を反映させた利用日を調整したものでありましたが、議員のご指摘の

とおり、利用日が合わなかったのか、これまでに利用者がいないという状況であり、残念に思っているところでございます。

この接続車両を運行してから、まだ1年を経過していないため、これらの利用状況を考慮し判断してまいりたいと考えておりますけれども、2便への接続のニーズが多いのであれば変更を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2便の接続に関してはニーズに合ったことかと思うんですけれども、それに併せて、二つ目の質問にも入るんですが、現在トمام内には駅もあり列車も使える状況です。ただ、駅に行くための交通手段というのは村営バスのみですが、時間も朝1便、夕方1便のみです。トمام地区では短期型の住民や車を持たない方が多いので、トمام地区から外に出るための交通手段にも困っています。そのため、曜日や限定的な時間に限らず村内の移動が可能になることが村内の活性化につながるのではと考えています。

これからの公共交通機関は、問題に対して解決していくのではなくて、先を見通した交通手段の整備が必要と感じます。先ほどの2便に接続するということでもそうなんですけど、やはりニーズに合った対応をしていくのが必要かと思えますが、ニーズに合ったものだけに対応していくと、いくら車があっても、いくら人がいても足りないかと思えます。なので、事前調査を含めたものだったり、AIなどを利用するような、そういった抜本的な改革といいますか、交通手段の変更というのを考えたほうがよいのではと思っております。村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トمام地区における

交通手段の関係でございます。トマム地区における短期型の住民の皆様につきましては、季節的な変動も大きく、また、リゾート関連企業の従業員でもあることから、これらの社員を雇用する会社などとも交通の確保について協議してまいりたいと考えております。

先を見通した交通手段の整備が必要であるとの議員のご指摘ではございますが、交通機関の中でも特に公共と言われる交通機関の運営・維持につきましては、人員の維持・確保・車両の維持や車庫の確保、それから整備体制の確保など莫大な費用を要するものでありまして、大幅な体制の変更については慎重な検討が必要であると考えております。例えば、デマンドの運行で定期運行に比べて運転手やオペレーターなど多くの人の確保などが必要になるなどの問題もございます。

従来より細かな要望につきましては、その都度真摯に向き合い、対応に努めてまいりましたが、ご指摘のように、今後も地域の特性、それから実情、ニーズに対応できる交通の確保に向けて、村としても検討は続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 短期型の住民の方は確かにすぐ移動してしまったりとか、関係企業の方と調整していただいた上で利用できる車がもしかしたらできるかもしれないとは思いますが、当然、住民の方も公共機関の足りなさ、便の少なさだったり、駅に行きたくても行けない現状なので、やはりトマムの中だったり、同じ占冠の中でも買い物にも行き来できない、しづらいような状況が現在です。

短期型の人に向けてもそうなんです、住民向けにもやはり占冠間で移動ができる、できないというのは大きな差につながると思いますし、現状、住民も住んでいるトマム地区

からトマム駅に行くまでは車が基本ありません。それに他の交通機関を使ってくださいとか、使えなくはないと思うんですけども、例えばむらびと交通を使いますという話になっても、呼ぶのに時間が掛かりますし、果たして本当にそれが効率的なのかということも住民側も考えるかと思えます。トマム駅に行きたいけど利用すらできない、歩いて行くには1時間かかる、という状況はなんとか回避したほうが良いと思いますが、そういった検討はしていただけるのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 上トマムエリアからトマム駅までの朝のつなぎについては、バスの運行時間を変更して汽車に乗れるような時間帯で調整をさせていただいたり、なるべく公共交通機関を使って行ける体制を整えたところもございます。そういった意味では、汽車の数が多いため、その全てに合わせた交通体系を作るのはなかなか難しいと考えております。

内部で検討させていただいたのは、トマム支所で待機時間のある時間帯があるようですから、その待機時間を有効にうまく使えないかどうかという村営バスの運行について少し検討を加えてみてはというようなこと。それからデマンド的な要素がトマムでも使えないとか、そういった議論はありますけれども、実際にどれほどの要求と現実がマッチするか、これらも調査してみないと分からないだろうと思いますので、そういったことを含めて議員が言われるように検討することは村としてもやっていきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） では検討していただくにあたり、住民からどれだけの要望があるのだとか、年齢層だったり、自分の行きたい

場所によっても使い方は変わると思うので、まずはじめにニーズ調査というのをしていたきたいと思いますのですが、そういったものはしていただけるのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 例えばフリーで、あなたはどのような車が必要ですかと仮にやったとして、すごい数になると思うんですね。村の限られたトマム便、あるいは地域交通、あるいはデマンド交通、そういった中でどういったものが自分にとってより良いのかというような調査はできると思います。ただ、どういったものがほしいですかと言ったら無限になると思うんです。無限に対応することは村としてはなかなか難しいと思いますので、そういった調査についてはやれるかなと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 二つ目の質問に移りたいと思います。避難所情報通信設備整備の進捗状況について伺いたいと思います。今年度施策の中で、避難所内での無料Wi-fiを整備するものとしていますが、現在どこまで整備できているのか。また、ネット社会になってきている中で、公共機関でのFreeWi-fiとしても利用が可能になるのかを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難所情報通信の整備状況でございますけれども、今年度実施する避難所Wi-fi整備工事につきましては、過日に施工業者と契約を締結しております。併せて、施工場所ではありますが、コミュニティプラザで光回線敷設のための現地調査も終わっております。本工事は3月までを工期としておりまして、来年度の4月から使用することができるよう作業を進めております。

本事業につきましては、国からの緊急防災減災事業債を財源として実施している事業でありまして、指定避難場所で災害時に災害対策の拠点となる公共施設において、避難者が災害情報等を容易に入手することが可能となるようWi-fiを整備するものであります。したがって、いまして平常時につきましては、セキュリティ対策上、メールアドレスやSNS等での個人認証を経ることで使用することが可能になります。避難所を開設した場合は、個人認証の手続きを要さないでWi-fiに接続することが可能となるといった施設でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 今の説明ですと、災害本部にあたる場合になるのかなと思ったんですけれども、これは避難所全体に設置されるものではなくて、災害本部になりうるコミュニティプラザのみに設置されるということでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今回、実施するコミュニティプラザにつきましては、道の駅に隣接する指定避難所であります。災害時のみならず、交通障害で村外から観光客や通過車等の受入れの可能性が高いと考えられることから、優先的に実施をしたということでございまして、災害本部ではなくて災害時にはフリーで使えますけれども、それ以外についてはフリーじゃないですよと、そういうことです。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） では順次ということで、今後年数をかけて他の避難所になり得る場所にもそういった災害Wi-fiは付ける予定になりますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 今後におきましても、

村内の指定避難所での事業実施については、事業の採択要件と財源の確保を含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。質問1ですけれども、総合センター改修事業設計委託業務の結果はということでお尋ねいたします。6月定例会の補正予算の質問において、設計委託業務の内容について確認したところ、雨漏り防止工事及びトイレのバリアフリー化が可能か検討するための補正である旨の答弁でした。この結果についてどのようになったのか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをしたいと思います。総合センターの改修事業設計委託業務でございますけれども、現在契約に向けた準備を行っているというのが現状でありまして、補正予算計上後に防水工事及び、トイレのバリアフリー化については事前の検討を行ってございました。その中で、防水工事の概算費用が2000万を超え、また、トイレのバリアフリー化については既存トイレでのバリアフリー化は、面積、それから構造上の両面から、改修が難しいという状況でありました。新たに増設する場合には、施設の1階部分への設置となると思われまして。そういったことから、今後の契約におきましては、詳細を再度検討し、年度内に方向性を出してまいりたいということで、現在未契約と

なっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） バリアフリー化の関係については、構造上から今のトイレには無理だという答弁ありました。これを踏まえて、質問の2に移らせていただきます。

役場庁舎の新築に向けた準備についてということでお伺いをしたいと思います。現在の役場庁舎は、築約48年を経過しております。この間、幾度か改修を経て、現在のような形になっています。耐震強度の問題、天井からの雨漏り、ボイラー本体及び暖房に係る配管の劣化等、そして今、回答をいただきましたトイレのバリアフリー化も無理だということですので、これらも含めて多くの課題があると感じております。

役場庁舎、総合センターの部分について、第五次総合計画の中には、この計画が終了する2028年度で総合センターは築57年を経過するという記載のみで具体的な記述はありませんでした。裏を返せば、少なくとも2028年までには庁舎の新築は考えていないのではないかと思います。

毎年、限られた財源の中で村民の福祉向上のための施策が最優先であり、庁舎建設による住民サービスの低下は避けなければなりません。第五次の総合計画の中でも謳われていませんので、仮に役場庁舎が建替えになるのも、いずれ建替えはしなきゃならないと思うのは、どなたが考えても理解できると思うんですけれども、これが10年後先になるのか、20年後先になるのかは分かりませんが、役場庁舎の建替え、新築となれば多額の工事費が掛かってきます。ちなみに、保育所の関係でも備品等も含めて4億くらい掛かるということですから、何十億の単位で掛かるんじゃないのかと思います。

住民サービスの低下を避けるためにも、庁舎建設基金条例を制定して、毎年計画的な積立をしていってはどうかというような形で、この基金条例を制定して計画的な積立について村長はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 庁舎の新築に関しましては、本年3月の定例会においても、公共施設等維持管理基金をもって一定の準備期間を置いて、準備金を整えた中で作業をしていくということで答弁をさせていただいたところでございます。議員のご指摘のとおり、村民の福祉向上のための施設を最優先として、庁舎に関する多くの課題については、予算の範囲内において小規模改修等に対応しながら計画的な基金の積立を実施してまいりたいと考えているところでございます。

施設の耐震診断を以前実施しておりまして、この耐震診断につきましては、すぐに崩壊することはないだろうということでございますけれども、耐震補強が必要だということで診断を受けております。この耐震補強と合わせて、予算にも関係してきますけれども、計画的な修繕工事をもって対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今、私の聞いた中で聞き違いでなければ、公共施設の管理基金を積んで耐震強度の補強、その他雨漏り等に対応していくということで、今現在、いつ庁舎を新しくするかが決まってない中で、実際にそういう雨漏り等、耐震強度の関係、それは建替える前に当然対応していかなきゃならないことだと思うんですけれども、それは重々理解できます。ただ単純に、基金の積立の額にしても、15年後か20年後かもっとその後に

なるのかもしれませんが、私は建替えることは何年後でも構わないことを前提にして質問しているんですけれども、仮に20年後に建替えると、毎年、必要に応じて雨漏り等の修繕等をして、どうしようもなく建替えをしなきゃならんという時期はいずれの日か来ると思うんですね。それはくどいようなんですけれども、15年後なのか20年後なのか30年後なのか、私にも分かりません。

ただ、基金の関係で言わせてもらえば、仮に毎年、500万を20年間積んでも、1億ですよ。それが1000万で20年間なら2億円になるということです。総合センター役場庁舎を建替えとなると、先ほど保育所の工事費の関係でお話しましたがけれども、何十億の工事費になると。そういう部分からいくと、個人住宅でいけば、頭金を作るような形が村でいう基金の積立だと思うんですけれども、今の村長の答弁の中で具体的に何年後に建替えをするんだということは難しいでしょうから、私はあえて何年後に建替えるということは、お聞きしませんけれども、基金の積立の額等を含めて、考え方についてももう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最初に答弁いたしました公共施設等維持管理基金は既に設置をさせていただいておりまして、設置時で5000万円をもって設立をしております。この基金の用途については、公共施設全般に使うことが可能だということにはなっておりますけれども、目標としては総合センターの改修費を賄うための基金ということを基本に考えたものでございます。耐震診断が出たときに、そういった基金をもって改修をしようということがスタートだったと記憶をしております。

先ほど申し上げましたとおり、新築につい

ては当面難しいという判断をしております、この耐震補強と併せてさまざまな改修を部分的にやっていくということでございます。耐震診断の中では、いっぺんに全部をやらなきゃならないとはなっていないので、優先するところ、後でもいいところ、いろいろありますが、そういった中で耐震補強に合わせてそういった改修をしていきたいということで、新築を前提には現在考えていないと。そういった補修工事をもって総合センターを維持・管理していきたいということで考えているというところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今、公共施設維持管理基金、この基金から耐震補強ですとか、その他庁舎にかかる公共施設の修繕に充てるということです。私が今回の質問で聞きたかったのは、今、村長のほうからも新築のことについては、断言できないということでしたけれども、再度確認させてもらいます。

確かに今、庁舎の建替えがくどうですけれども、15年度なのか20年後なのか30年後なのか、まだそうやって建替えに向けての検討が醸成されていないような状況ですから、それはやむを得ないと思うんですけれども、先ほど説明いただきました、公共施設の維持管理基金とは別に、今後、庁舎建設基金は考えていかなきゃならないと思うんですけれども、今の村長の答弁の中では、今すぐ新築する時期が定まってないという中で、今のところはまだ庁舎建設専用の基金は考えてないということでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 基金でございますけれども、議員のおっしゃるとおり、公共施設等維持管理基金をもって総合センター維持・補修・管理を行っていくという考え方でござ

いまして、専門の庁舎建替え基金的なものについては考えていないということです。

○議長（相川繁治君） 次に、7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは一般質問をさせていただきます。今年、6月の定例会において質問させていただきました事項何点かについて、お伺いをいたしたいと思えます。

まず第1点目であります、宿泊税の導入についてであります。6月のご答弁では、先進地の状況を見据え、まずは庁内で慎重に検討するというものであります。先月11月9日の新聞報道を見ますと、本村では宿泊税単独ではなく、宿泊税を含めた法定外の目的税ということで検討されているという報道がございましたけれども、どのように検討されているのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをしたいと思います。宿泊税についての考え方ということでございますけれども、宿泊税につきましては、企画商工課と総務課等が連携をいたしまして、先進事例を参考としながら、北海道と足並みを揃えて検討をしてみたいと考えております。その一方で、新たな税を課すことは、民間企業にとって新たな負担を課すものであり、慎重な検討が必要であると考えております。

宿泊税は現在、東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町が導入済みでありまして、占冠村としては同じ道内の町村である倶知安町の状況を参考とさせていただきたいと考えておりました。倶知安町はコンドミニウムが多いという特性から、定率制を導入したのに対し、北海道は定率制の導入は難しいとみている旨の報道がなされています。定率制だと、

税額計算が煩雑となるなどの理由から、宿泊税の制度設計と導入にあたっては、特定目的税としての用途の明確化、税の公平性の担保、課税事業者の理解など、税制度等に関する専門的な知識が必要でありますので、今後におきましても北海道と連携を取りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 道とも調整をしながら進めていかれるというお話でありますけれども、制度設計を含む今後のスケジュールというのは具体的に考えておられますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） スケジュール感でありますけれども、北海道におきまして、本年第3回定例道議会においては、税の具体的なイメージを構築し、市町村に提示するなど丁寧な調整を行うということで説明しております。12月2日に行われました、北海道の本イメージに関する説明会に占冠からも担当者が出席し、道と足並みを揃えて宿泊税導入を検討したいということを申し上げてきたところでございます。その際、具体的なスケジュール感について北海道に正したところ、北海道は観光振興税の具体的なイメージの説明においては、具体的なスケジュールは未定であるという旨の説明がされておりますので、現段階でのスケジュール感については決定をしていないということでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） あくまで道と協調しながら進むというご答弁だと思うんですけれども、用途の明確化、税の公平性の担保、あるいは二重課税に対する問題、あるいは事業者の方々との調整、こういったことで課題は山積しておりますけれども、倶知安町では今、村長がおっしゃったように、既に先月から徴

収を開始しております。また、片やニセコ町のように、用途の明確化がなかなか条例化できないということから日延べをしたというような報道もされておりますけれども、道に先行して、先に実施をするという考えはありませんか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 北海道においては、観光振興税定額で、現段階で200円と伺っておりますけれども、仮に占冠村が200円で先行しますと400円になります。北海道が集めた税を、全道に配分をするということですから、占冠村には来ないかもしれません。北海道にご質問を申し上げたのは、占冠で集めた税金を、占冠で使えるような制度設計ができないのかということです。例えば200円を集めて、占冠村100円、北海道100円という制度設計ができないかと。他の自治体においても、200円でいいですよ。ただ、他の自治体は交付金ですから、いくら行くかは分かりません。

いろいろなやり取りがある中で、実際に先行してしまうと、そういった弊害がある意味、事業者なり公平性という部分で出てくる可能性があるとは思っております、できれば同時に導入をして、その配分をきちんと示すということが大事なんだろうと。その使い道については明らかにして課税をするということが必要だと思っておりますので、北海道より先行する考え方は持っておりません。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 次の質問にまいりたいと思います。次、道の駅についてですが、まず、道の駅の改修及び修繕につきましては、指定管理者と協議しながら適切に進めていくということでありました。6月の定例会でも申し上げました、男子和式トイレの

洋式化という問題につきましては、質問から既に6カ月が経過しておりまして、さらに指定管理者であります観光協会にも確認をいたしました。観光協会では3年前からこれについては改修を要望している。ただし、いまだ改修に至っていないんだということですが、これはどういうことなのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご指摘のトイレの問題でございますけれども、道の駅の男子トイレの洋式化につきましては、新年度予算で計上し、洋式化を実施したいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 次に、花畑に現在なっております民有地、これの買収についてであります。6月のご答弁では村長自ら積極的に交渉にあたるというご答弁でありましたけれども、その後の交渉の状況について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 現、花壇の用地買収に関してのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、6月議会の議員のご質問以降、具体的な交渉の進展は進んでおりません。道の駅の利便性の向上など地域振興の観点から、取得が望ましい用地であるという認識には変わりはありませんが、これからも議会のご協力を得ながら慎重かつ適切に取り進めてまいりたいと考えていますので、今後におきまして、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくをお願いをしたいということでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 交渉が難航しているということではなくて、交渉されていないということかと思っておりますけれども、率直にお伺

いしますけれども、条件面で折り合いがつかないのか、それとも私はおおよそのことしか知っておりませんが、過去のいきさつが尾を引いているのか。これはどっちでしょうか、伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 相手方の個人に関わる問題でございますので、その問題についてはご答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 一朝一夕で事を運ばないということでもありますけれども、これは交渉事でありまして、売買交渉はこれからも継続されるということですが、これは賃貸借契約と伺っておりますけれども、契約ですから当然更改される時期が来ると思うんですね。何年になっているのかは分かりませんが、その際に用途の変更を求めると。あの土地の使い道の変更を求めるといことも選択肢の一つではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 突然のご質問で契約条項の詳細について手持ちがございませんけれども、基本的にはあの土地を年額何円でお借りをするという契約になっていまして、用途がうんぬんかんぬんというところまでは恐らく記載をしていないと思っております。期間についてはちょっと詳細が分かりません。現状では。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 6月の村長のご答弁の中で、たしかこの質問をさせていただいたと思うんですが、その時のご答弁では、永久的な人工工作物は置けない契約になっているというふうに説明をいただいた記憶があります。ですから、なんとか買収が難しけれ

ば、契約の中身を変えることはできないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 副村長が持っていましたので内容を申し上げますと、相手方との契約について、この土地については占冠道の駅内花壇として賃貸をするということで謳っております。その面積と金額が謳われております。契約については1年ごと更新をするということになってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 1年契約ということで契約をされているわけなんですけれども、期間が分かりませんけれども、いつからいつまでなのか。今度、契約を更改する時点で、用途を花壇ではなく多目的に使うという形にできないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 花壇以外の利用について、相手方と話をしておりませんので、相手方がどう考えるかについてちょっと分かりませんから、ここでは申し上げられません。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 次に、3点目になります。道の駅の防災対策についてでありますけれども、これについては観光協会と連携して進めるということでありました。これからの時期、暴風雪による高速、国道または道道の通行止めも想定されるわけです。特に、夜間における道路利用者への一時避難所としての防災対策はどう考えておられるのか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の一時避難所の機能の関係でございましてけれども、道の駅の一時避難所としての機能設置につきまして

は、6月定例会において北海道開発局と道の駅の防災拠点化に関する協定の締結についてお話をさせていただきました。本協定を締結するにあたっては、村の防災計画に道の駅を避難所として明記する必要があるとしまして、現在防災計画の見直し作業を行っている最中でございます。その中で改定を行いまして、協定締結に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。

また、災害時には、観光協会と連携をして、村の防災器材、備品を提供しながら避難者の支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 道の駅に関しましてもう1点お伺いしたいと思うんですけれども、今年3月でありますけれども、某有名旅行雑誌が2019道の駅アワードと称してランキングを発表しております。おそらく観光協会から村のほうへもいっていると思うんですけれども、この中で道の駅自然体感しむかっふは道内の当時122の道の駅があったわけなんですけれども、この中で第16位にランクされております。この評価が高いか、低いかは意見の分かれるところですが、私は低いと思っていて、道の駅は本村の顔でもあり、また、ふらび観光の玄関口でもありますので、このようなランキングが発表された場合は、常時トップ10に入らなければならないと考えております。そのためには、利用される方々のニーズ、または需要に合わせたソフト面、ハード面での柔軟な対応が今後必要になってくると思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅の質に関わる問題かと思っておりますけれども、今の占冠村の道の駅はまちの顔として、議員のおっしゃると

おり、役割を果たすようになってきております。道の駅に行けば、その地域の特産品やおいしい食べ物、観光情報などが当然手に入るものと期待されるようになりました。

そういった中、占冠の道の駅は、議員が言われるとおり、新千歳空港と富良野、美瑛方面を結ぶ玄関口になっておりまして、入込客数にも恵まれた地理的条件にあります。このような状況を鑑みますと、今後においても占冠村の顔として、道の駅の充実が継続していかなければならないと考えております。

今後におきましても、インバウンドの増加に対応できる観光情報の提供、あるいはキャッシュレスの推進といったソフト面の充実を指定管理者と協議しながら進めると共に、ハード面での整備も計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは次の質問に移ります。一般廃棄物処理基本計画についてお伺いをしたいと思います。本年の3月、令和15年までということで基本計画が作成されました。これについてまず、最終処分場の整備についてお伺いをいたします。

平成34年となっておりますけれども、令和4年には現処分場が満杯になるということから、議会にも新設ではなく嵩上げを行うという方向性が示されたと同っております。この6月に新聞報道がありまして、初めてそこで5mの嵩上げを行って、約9000m³の容量を確保するという計画をしたわけです。確認をさせていただきましたが、ほぼ報道どおりの内容であるということでありました。

ここで私が危惧するのは、この9000m³という容量であります。今使っている処分場の当初の埋め立て総容量は、平成5年からの供用開始と聞いておりますけれども、約45000m³、

正確には45,060でありますけれども、これが約30年後の令和4年1月には飽和状態になる。単純計算しますと1年間で約1500m³、これが埋め立て容積となっているわけですね。実際に埋め立てられた容積ですからこれは正確な数値と。ごみの量ということになるとかなり不正確ですけれども、容積ですから実際に埋められておりますので、正確な数値と考えていいかと思えます。

この容量でいきますと6年しかもたないということになるわけで、私は現在の9000m³、いささか小さいんではないかと思っております。この埋め立て容量で基本計画にある15年、基本計画では15年ですけれども、供用開始は恐らく令和4年くらいになるのかなと思っております。正味11、2年ではありますけれども、その使用に耐え得るのか。また、トマリリゾートで近い将来にキャパが増えることもあると考えられます。これも踏まえた余裕のある容積なのか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 一般廃棄物処理の関係についてご質問がありました。ご質問のあった最終処分場でございますけれども、令和3年度より予定している最終処分場の整備でございますけれども、この積算にあたっては過去10年間の埋め立てごみ実績重量を元に推計したものでありまして、埋め立て容量につきましては、今年度策定中の一般廃棄物最終処分場延命化整備計画策定業務において算出しております。平成30年度のリゾートからのごみ排出実績が、実は前年対比で40%ほど増加となっていることから、延命化整備計画策定後もこのごみ排出量を注視する必要があると考えおります。

なお、廃棄物処理法によりまして、建設する最終処分場の埋め立て期間は最大15年程度

ということが定められておりますので、余裕高をもった最終処分場を建設することは大変法律上難しいということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 過去10年間のごみの量で換算をされたら、これはプロが恐らく換算されておりますので、我々のような素人がとやかくいう筋合いのものではないのかもしれませんが、ごみの量については、この後の質問で考えておったんですけれども、簡単に申し上げますと、ごみの量は甚だあてにならないんですよ。

村長もお分かりだと思っておりますけれども、例えば一つ申し上げますと、平成29年度の埋め立てごみ総量は1099トンですよ。平成30年度が904トンで200トン違うんですよ。これは中身が分からないんですよ。何でこんなに減っているのかって。これをパッカー車に換算すると100台分ですよ。パッカー車が29年と30年ではなんでそんなに100台も違うごみの量なんだということになるわけですけども、甚だごみの量については、私はちょっとごみの量で判断することはできないんで、あえて容量で判断したんですけれども、この1500^mの中に500トンのごみが埋まっているのか、2000トンのごみが埋まっているのか、これは分からないんですよ。

体積を質量に換算するのがそもそも私はできないと思っていますので、過去10年間の重量を元にして、プロが策定をされたら。ただ、実際、やったとしてですよ。これしかできないというのであればしょうがないんですけども、もし6、7年で埋まっちゃうよということになった場合はどうしますか。そこを私は心配するんですよ。どういう方法を考えられますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本計画を策定する上で、平成30年度4月にごみを積んだパッカー車を複数回、南富良野町の処理施設で計量をして、容量から重量への換算計数を算出した中で計算をされております。最後にご質問の埋め立て地が、仮に10年で使えなくなったということになれば、これはやはり違う方法を考えざるを得ないと。今答えを求められるのはちょっと難しいんですが、減量化、それから中間処理、あるいは共同処理、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういった中でそれらのごみ処理をやらざるを得ないというのが現実としてありますので、そういった中で検討してまいるといふことにさせていただきますと思います。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今、ごみの量がうんぬんということで、いろいろ出てまいりましたけれども、ここで量について伺いをさせていただきます。計量施設の整備についてであります。基本計画書がありますけれども、この中で計量施設、いわゆるトラックスケールは不可欠とされています。なぜかという、収集される、あるいは収集されたごみの量が甚だ不正確だと、正確に計測されていないからとなっております。

今、村長がパッカー車を実際に計ったよということを申されましたけれども、この基本計画の中でどのようにごみの量を計測しているかといいますと、パッカー車の台数の把握、それとごみを目測して堆積換算計数といわれるもので、重量を想定しているんです。これは想定なんですよ、実績じゃないんですよ。この二通りを使って実際値として、この計画の元になっているわけなんですけれども、そもそもパッカー車、これは積載量に誤差がかなりあ

ります。計画上では、この基本計画では1台あたり2トンから2.1トンで計測するとなっていますけれども、専門家の話を聞きますと、そんなに2トンまでいくことはまずないと。そこで既に100キロ、200キロの誤差が出るわけですね。

また、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そもそも体積を質量に換算すること自体、私はできないと思うんですね。ある一つのごみを換算するんだったら良いんですけど、いろいろなごみがありますから、埋め立てごみと言いましても。これを一つにくるんで、これは何トンというわけにはいかないんじゃないかと。そこで、この基本計画の実施にあたっては、誤ったままでの情報提供とならないようにしなければならぬと考えておりました。正確なごみの量を把握するためにも早期にトラックスケールの設置は必要と思います。どう考えられていますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） トラックスケールの導入につきましては、ごみの搬入量を把握する上で必要な施設であると思っております。設置については、令和3年度の埋め立て地の嵩上げによる延命化に併せて整備をしたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 処分場の供用開始に併せて整備をするというふうに受け取ってよろしいわけですね。私は思うんですけども、この計画書の前には、ごみ減量化対策推進委員会という委員会が2年ほど稼働していました、その答申を受けてこの基本計画書が作成されたとは伺っております。この計画書でも、提言書にもありますけれども、提言書の内容がそっくりそのままこの計画書に引用されているわけですが、トラックスケ-

ルについては早急に対応すべき緊急の課題とされているんですね。なんでこうやって書いているかという、今までの数値は決して正確じゃないから、これから例えばごみの減量化をするでも、住民の皆さん、あるいは事業者の皆さんにご理解とご協力をいただかなければならない。

そのためにも、きちんと正確な数値で示すべきだという内容だと思っております、おそらく来年、令和2年に設計を行って令和3年頃に着工、工事を開始して供用開始に間に合わせるということだと思っておりますけれども、早期に対応すべき緊急の課題ということですから、私はこの処分場の開始と同時に遅いのではないかと思っております。というのは、最終処分場は動いているんですよ、今も。この工事が始まっても処分場にはごみを捨てに行くわけですね。パッカー車が行くわけですよ。ですから、少なくとも半年前、1年前からごみの量を量る。年間のごみの量を出さなきゃだめだと思っております、できるのであれば早めてはいかかと思っております、いかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最終処分場の整備計画に併せて導入をしたいということで、資金等の手当てを進めているところでございまして、早期の導入については議員のおっしゃるとおり、必要性を感じながらも、そういった導入資金の手当てがされていないということから、なかなか難しいんだろうと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは次の質問にまいります。次に、一般ごみの有料化について伺います。この基本計画策定にあたっての骨子の一つとしては、廃棄物の抑制、つまり

ごみの減量化を推進することであると思います。そのためには、3R、いわゆるリデュース・リユース・リサイクルの推進、そして分別の徹底と共に、私はごみ減量化対策推進委員会の提言にもあるように、一般ごみの有料化は避けて通れない道であり、また、有効な施策の一つとも考えております。本計画書においても有料化は進めるとしてありますが、実施にあたっての今後の取り組み方を伺いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみの有料化についての質問かと思えます。ごみの有料化につきましては、ごみの排出抑制や再生利用の推進を行う上で、排出量に応じた負担の公平性を行い、住民の意識改革を行うことであると考えております。そのためにごみの分別に対する意識改革が必要であります。今年度、ごみの分別ハンドブックを作製中でございますけれども、ごみの分別、減量化の重要性を説明し、理解を求めていきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） ごみの有料化、具体的な話はちょっとお伺いできなかったんですけども、私はまずリゾート系のごみ、それと家庭系のごみを分ける必要があると思うんですね。というのも、実績数値が多分そういう傾向だろうと思うんですけども、平成28年から家庭ごみよりも事業系のごみが上回ってきています。恐らく30年、31年には3分の2がリゾート系のごみになっているんじゃないかと私は思っております。

リゾートのごみ、リゾートは会社ですよ、民間会社です。じゃあ道内のリゾート地におけるごみの取り扱いはどうなっているのだろうということで、専門家の先生方にもお伺いをしたんですけども、99.99%有料だよ。

むしろ無料なのは占冠だけだよ。確かに運んでいるのは向こうが運んでいるかもしれないけれども、無料で処理、埋め立てをしているのは占冠だけではないかということから、まず、リゾート系のごみについては即座に有料化する。それも家庭系よりも高く設定をして。当然、リゾートのごみというのは営業代価ですから、営業料金を取って、その中にはごみの料金は当然入っているわけですよ。それを村が無料で埋め立てさせるとするのはちょっとどうかと私は思っております、まずリゾート系のごみを有料化すると同時に、もう一つは、粗大ごみというのがあります。

粗大ごみ、これは一番埋め立ての面積をとるわけですね。この粗大ごみについての有料化も同時に検討していく必要があると思っております。そして、最後に家庭系のごみ、これは拙速とならないように、きちんとした住民説明を行った上で、それなりの金額で、他市町村における金額並みで私はいいいと思いますけれども、設定をしてやるというスケジュールが一番望ましいんじゃないかと思っておりますけれども、村長はどう思いますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ごみの有料化に関わる検討でございますけれども、リゾートごみにつきましては、星野リゾート運営会社ともごみの減量化、あるいは資源化を含めて、定期協議の中でなんとかそのごみを減らす方法がないものかということで、協議をさせていただいております。ただ、有料化についてのお話はさせていただいておりません。現状、有料化について、私としては検討していないというのが現実でございますので、議員のおっしゃられた実態も含めて調査をさせていただいて、それが本当に妥当なのかどうか含めて、検討をする要素だなと感じたところでご

ざいます。

粗大ごみの有料化を含めて、粗大ごみについては、元は年2回だったんですけども、要望があって年3回にしたといった経過もあったりして、実は増えているんじゃないのかなという思いもありますけれども、いずれにしても減量化、資源化あるいは再利用を含めて、ごみを減らす努力は、なんとか地域全体の中に意識改革を行う中で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは最後の質問になります。中間処理について伺います。この一般廃棄物基本計画書は、一応令和15年までの計画でありまして、これから嵩上げを予定される最終処分場も恐らくその頃には満杯になるのかなということが想定されるわけですが、私は1年でも2年でも延命策は必要だと。できれば15年が20年という具合に延命策が必要ではないかと思っています。そのためには、村長がおっしゃられたように、当然減量化はしなきゃならない。

もう一つは、減量化されたごみをさらに減量化する方法。昔は稼働しておりました。平成14年までは焼却場が本村にもありましたけれども、現在ありませんが、可燃ごみの焼却や粗大ごみなんかの破碎ですね。これは破碎機というのがあるようですけれども、これで粉々にしてしまうというような中間処理の方法も今後検討する必要があるんじゃないかと思っています。本村単独で持つというのは恐らくまったく不可能だと思いますので、広域も含めて村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 最終処分場の限りある資源の中での利用ということで、中間処理でございましてけれども、中間処理を行うこと

を考えた場合に、中間処理施設の建設は、議員の言われるとおり、一定の規模以上となることから占冠村単独による建設は困難であります。そういった中で、現在、富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理で、それぞれのごみ分担処理をさせていただいておりますけれども、その中に中間処理をできるように、広域の中で協議を進めたいと思っております。

それからごみの破碎機の導入でございましてけれども、購入費、それからランニングコストを見たときに、独自で導入するのは大変難しいなということがございまして、現在、その粗大ごみ破碎処理の外部委託ですか。外部委託について見積もりを取っている段階でございまして。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。ここで2時15分まで休憩したいと思います。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時15分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第4、認定第1号、平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、大谷元江君。

○決算特別委員長（大谷元江君） 決算特別委員会審査報告について。令和元年9月11日開催の第4回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月23日・25日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定

いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。したがって平成30年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第15 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第1号、占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについての件から日程第15、議案第11号、占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについてまでの件、11件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。議案第1号、議案第2号及び議案第11号については企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについて。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから特別職非常勤職員の任用の適正確保を図るものでございます。

内容につきましては、占冠村総合計画委員会を諮問機関とし、同委員会委員の身分を地

方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員とするものでございます。施行期日は、令和2年4月1日から施行する予定でございます。

続きまして3ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村むらびと条例検討委員会設置条例を制定することについて。提案理由につきましては、議案第1号と同様でございます。

内容といたしましては、占冠村むらびと条例検討委員会を諮問機関とし、同委員会委員の身分を地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員とするものでございます。施行期日は、令和2年4月1日からとさせていただきます。ご提案申し上げます。

続きまして議案書27ページをお願いいたします。議案第11号、占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについて。提案理由を申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことから、特別職非常勤職員として任用されていた委員等に係る条例を廃止する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、(1)から(5)までの条例を廃止するものでございます。施行期日につきましては、令和2年4月1日の施行を予定しております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第3号から議案第10号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書5ページをお開きください。議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一

部を改正する法律が施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして本村の関係条例の改正が必要なことから、本条例を制定するものでございます。

第1条は、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。第2条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正。第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。第4条は、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正。第5条は、占冠村職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第6条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。第7条、占冠村職員の給与に関する条例の一部改正。第8条、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。第9条、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部改正。第10条、学校職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正。第11条、学校職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部改正。第12条は、占冠村交通安全条例の一部改正。それぞれ、会計年度任用職員に係る改正、文言等の改正でございます。施行期日は、令和2年4月1日からとさせていただきます。

続きまして11ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村議会議員並に占冠村長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本条例は、公職選挙法の一部改正により、選挙公報の掲載文を電子データで提出することが可能となったことから、引用する条項の改正と文言の修正を行うものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしております。

続きまして議案書13ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村議会議員の議員報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、人事院勧告に準じまして第5条第2項に規定する期末手当を改正するものでございます。第1条におきまして、令和元年度12月期分を現行100分の222.5から100分の227.5に改めるものと、第2条におきまして令和2年度分の6月期分を現行の100分の222.5から100分の225.0に、12月期分を100分の227.5から100分の225.0に改めようとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用、第2条に関しては令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして議案書15ページをお願いいたします。議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件におきましても人事院勧告に準じまして、第4条第2項に規定する期末手当を改正するもので、第1条におきまして令和元年度12月期分を現行100分の222.5から100分の227.5に改めるものと、第2条におきまして、令和2年度の6月期分を現行100分の222.5から100分の225.0に、12月期分を100分の227.5から100分の225.0に改めようとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用。第2条に関しましては、令和2年4月1日から適用することとしております。

続きまして議案書17ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件につきましても人事院勧告に準じまして、一般職の

給与及び勤勉手当について改正するものでございます。

職員の給与につきましては、初任給を1500円から2000円程度引き上げ、若年層について平均0.1%の改正を行うものでございます。第1条において、令和元年度の職員勤勉手当について、12月期分を現行100分の92.5を100分の97.5に改めるものと、不用となる除外規定の削除、及び一般職の給与表の改正でございます。第2条におきましては、令和2年度の6月期分を現行100分の92.5から100分の95に、12月期分を100分の97.5から100分の95に改正するものでございます。

施行期日としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から、同条の規定による改正後の給与条例の規定は令和元年12月1日から適用することとしております。その他、給与の内払い、規則への委任について規定をしてございます。

続いて、議案書21ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法から成年被後見人等に係る欠格条項から削除されたことから本条例におきましても引用する条項を改正するものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしております。

続いて議案書23ページをお願いいたします。議案第9号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件に関しましても地方公務員法から成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことから引用する条項を改正するものでござい

ます。施行期日は公布の日から施行することとしております。

続きまして議案書25ページをお願いいたします。議案第10号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして所要の改正を行うもので、災害援護資金の利率を無利子とするものと、償還に関する規定に月賦償還を追加するものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 議案第12号から日程第20 議案第16号

○議長（相川繁治君） 日程第16、議案第12号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件から日程第20、議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第12号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書29ページをお願いいたします。議案第12号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。令和元年度占冠村一般会計補正予算、第3号は、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億8350万円とするものと、地方債の変更1件でございます。

以下、事項別明細により歳入からご説明を申し上げます。35ページをお願いいたします。16款、2項、財産売払収入において2目、物

品売払収入は公用車売払い収入で55万円の増額。

36ページになります。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は財政調整基金繰入金135万円の増額。

37ページです。20款、5項、雑入において1目、雑入は養護老人ホーム被措置者徴収金で125万円の減額。旅費支弁金で5万円の増額でございます。

38ページをお願いいたします。21款、1項、村債において、3目、衛生債は過疎対策事業債、村立診療所医療機器購入事業で50万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。39ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は社会保険料等18万円の減額、財務会計システム改修委託業務55万円、職員住宅等補助金18万円の増額。3目、会計管理費は手数料12万円の増額。4目、財産管理費は役場倉庫屋根雪下ろし委託業務18万4千円の増額。5目、総合センター管理費は修繕料16万円の増額。10目、旅客自動車運送事業費は修繕料90万円の増額、トمام線車輛購入費60万円の減額。11目、諸費は通信運搬費2万5千円の増額でございます。

2款、2項、徴税費において2目、賦課徴収費は常勤嘱託職員賃金120万2千円の減額でございます。

40ページをお願いいたします。2款、4項、選挙費において7目、村議会議員選挙費はその他報酬55万8千円など執行残額の整理を行いまして合計245万4千円の減額。8目、知事・道議選挙費においても執行残額の整理を行いまして投開票管理者等報酬74万1千円の減額などで合計212万5千円の減額でございます。

41ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は障害者自立支援給付費85万円、福祉灯油27万円の増額、障害者医療費400万円の増額。2目、老人福祉費は老人保護措置費100万円の減額でございます。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金2万7千円、平成30年度子ども・子育て支援交付金返還金12万円の増額。2目、保育所費は嘱託保育士賃金200万円の減額、消耗品費5万円、燃料費9万円、光熱水費7万5千円、手数料12万9千円の増額でございます。

42ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において3目、環境衛生費は火葬場等管理委託料12万円の増額。5目、後期高齢者医療費は北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金230万9千円の増額。6目、診療所費はレセプトコンピュータシステム更新43万6千円の減額でございます。

43ページをお願いいたします。6款、2項、林業費において1目、林業振興費は花木センター撤去工事83万9千円の減額です。

44ページをお願いいたします。8款、1項、道路橋梁費において2目、道路新設改良費は村道トمام南1線改良工事97万6千円の減額です。

8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は修繕料428万3千円の増額、村営住宅改修工事22万7千円、教員住宅給湯器取替工事3万7千円、住宅用火災警報器交換工事33万円、地域振興住宅加圧ポンプ更新工事18万9千円の減額でございます。

45ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において2目、事務局費は学校行事運転委託料3万8千円、ファクシミリ借上

料2千円の増額。3目、義務教育振興費は臨時雇上賃金200万円の減額、学習支援サービス使用料・テレビ会議システム使用料2千円の増額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は修繕料25万5千円、複合機借上料3千円の増額でございます。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は複合機借上料6千円の増額でございます。

46ページをお願いいたします。10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は普通旅費5万円の増額でございます。

47ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費は一般職給料42万2千円の減額、特別職職員手当等10万円、一般職職員手当等19万7千円、特別職共済組合分2万1千円、一般職共済組合分4万1千円、一般職退職手当組合分6万3千円の増額でございます。

戻りまして30ページ及び31ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算の補正のとおりでございます。

続いて32ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては第2表のとおり、過疎対策事業債について変更しようとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第13号から議案第14号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書49ページをお願いいたします。議案第13号、令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5460万円にしよ

うとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。53ページから歳入でございます。4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金におきましては普通交付金で240万円の増額です。

54ページ、歳出でございますが、2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費におきまして237万円の増額。

2款、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費におきまして3万円の増額です。

続きまして、55ページでございます。議案第14号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第3号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出予算の変更はなく、歳出のみの組替となります。歳出予算の総額の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表、歳出予算補正によります。

58ページでございます。歳出ですが、1款、1項、施設管理費におきまして1目、一般管理費では社会保険料・労働保険料で34万円の減額です。2目、占冠診療所管理費におきまして一般備品購入費17万円の増額。3目、トマム診療所管理費におきまして一般備品購入費で17万円の増額内容です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第15号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書59ページをお願いいたします。議案第15号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1570万円とするものでございます。

議案書63ページをお願いいたします。歳入から事項別明細書によりご説明いたします。

1款、2項、1目、審査手数料12万9千円の増額でございます。

1款、2項、2目、登録手数料、指定業者登録手数料1万7千円の増額でございます。

議案書64ページです。5款、1項、1目、雑入、消費税及び地方消費税還付金65万4千円の増額でございます。

議案書65ページです。歳出のご説明をいたします。1款、1項、1目、一般管理費、3節、職員手当等、一般職2万3千円。4節、共済費、一般職共済組合分5千円。25節、積立金、占冠村簡易水道施設整備基金積立77万2千円の増額でございます。

戻りまして議案書60ページ、61ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第16号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書67ページをお願いいたします。議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1310万円にするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。71ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、介護保険料において1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分で10万円の減額でございます。

続きまして歳出にまいります。72ページを

お願いいたします。1款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費は職員手当等、一般職分で1万2千円の増額。共済費、一般職共済組合分で1万2千円の減額。

73ページでございます。2款、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費460万円の減額。同じく3目、施設介護サービス等給付費で386万円の増額。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費で64万円の増額。

74ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において3目、包括的支援事業費、職員手当等、一般職分で1万2千円の増額。共済費、一般職共済組合分で1万2千円の減額でございます。

戻りまして68ページ、69ページをお願いいたします。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 1 月 7 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 児 玉 眞 澄

令和元年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月13日（金曜日）

○議事日程

議長開会宣言（午前10時）

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについて |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 占冠村むらびと条例検討委員会設置条例を制定することについて |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについて |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 占冠村議会議員並に占冠村長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについて |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和元年度占冠村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和元年度村立診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 同意案第1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 18 | 選挙第 1号 | 占冠村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 19 | 意見書案第11号 | 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書 |
| 日程第 20 | | 閉会中の継続調査・所管事務調査申出 |

○出席議員（7人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	5番	下川園子君		6番	小林潤君
	7番	児玉眞澄君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	地域振興対策室長	藤田尚樹
農林課長	平岡卓	林業振興室長	根本治彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	小尾雅彦
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	阿部貴裕	職員厚生担当主幹	森田梅代
財務担当主幹	鈴木智宏	税務担当主幹	佐久間敦
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当係長	橘佳則
農業担当係長	杉岡裕二	林業振興室主幹	高桑浩
建築担当主幹	嵯峨典子	環境衛生担当主幹	後藤義和
戸籍担当係長	竹内清孝	国保医療担当主幹	上島早苗
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	小瀬敏広
社会福祉担当主幹	野原大樹	介護担当主幹	細川明美
子育て支援室主幹	石坂勝美		

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	合田幸一
学校教育兼総務担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一

（農業委員会）

事務局長	平岡卓
------	-----

（選挙管理委員会）

書記長	多田淳史
-----	------

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	児玉眞澄
事務局長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事務局 長 岡崎 至可 主

事 久保 璃華

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村総合計画委員会設置条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、占冠村むらびと条例検討委員会設置条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村むらびと条例検討委員会設置条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村議会議員並に占冠村長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村議会議員並に占冠村長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6

号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、占冠村史編さん委員会設置条例等を廃止する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第12、議案第12号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決しました。

◎日程第13 議案第13号

○議長(相川繁治君) 日程第13、議案第13号、令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決しました。

◎日程第14 議案第14号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第14号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第15号

○議長(相川繁治君) 日程第15、議案第15号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号は原案のとおり可決しました。

◎日程第16 議案第16号

○議長(相川繁治君) 日程第16、議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号は原案のとおり可決しました。

◎日程第17 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第17、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 議案書の75ページをお願いいたします。同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和元年12月12日提出、占冠村長田中正治。記、住所につきましては、占冠村字中央。氏名、赤石秀明。昭和21年8月9日生。

固定資産評価審査委員会委員であります赤

石秀明氏が令和2年3月17日をもって任期満了になります。引き続き同氏を委員として任命いたしたく、地方税法第423条の第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同氏は、平成21年10月に委員に選任されて以来、旺盛な責任感と誠実を旨として職務にあたられ、現在に至っており、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。任期は、令和2年3月18日から令和5年3月17日まででございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第18 選挙第1号

○議長（相川繁治君） 日程第18、選挙第1号、占冠村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いを

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、山崎正紀君、馬瀬戸笑子君、長瀬弘侍君、菅原勇治郎君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した山崎正紀君、馬瀬戸笑子君、長瀬弘侍君、菅原勇治郎君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、八木靖子君、赤石菊子君、窪田敏雄君、細谷実佳君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した八木靖子君、赤石菊子君、窪田敏雄君、細谷実佳君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順番についてお諮りします。補充員の順番は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎日程第19 意見書案第11号

○議長(相川繁治君) 日程第19、意見書案第11号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の件を議題とします。

提案理由を求めます。小林潤君。

○6番(小林 潤君) 意見書案第11号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和元年12月13日提出。提出者、占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、下川園子。

それでは意見書を読み上げて提案いたします。日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書。防衛相は4月、米軍普天間飛行場の米海兵隊輸送機MV-22オスプレイの訓練移転を、2020年1月から3月の期間に道内で行う日米共同訓練「ノーザンヴァイパー」で計画していることを明らかにした。

オスプレイは墜落事故を繰り返し、他の米海兵隊運用機より重大事故率が高い輸送機であり、ひとたび墜落事故が起きれば道民の生命と財産が犠牲となる。また、昼夜を問わず低空飛行を繰り返すオスプレイの騒音は凄まじく、酪農業への影響や環境破壊など、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至であり、そのようなオスプレイの訓練参加は許しがたく、断じて認めることはできない。さらに、国境に接する北海道において、米海兵隊と自衛隊の約3千人が参加し、オスプレ

イが広域的に飛行する大がかりな日米共同訓練は、隣国ロシアを刺激しかねず、北方領土問題の解決という私たちの悲願を大きく後退させるものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び安心・安全な生活を守るため、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイの参加を中止することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年12月13日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、以下、記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第11号、日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第20、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元

に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) 以上をもって本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。令和元年第5回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 1 月 7 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 小 林 潤

占冠村議会議員 児 玉 眞 澄